

秩父銘仙利活用奨励金 案内チラシ



詳しいご案内はこちらから
(秩父市 HP につながります)

2023 年 12 月 26 日に『秩父銘仙』が国指定伝統的工芸品に指定されました。
より多くの方に秩父銘仙をご活用いただきたく、本年も奨励金を交付いたします。

【申請期間】 令和 7 年 4 月 1 日から随時受付

※先着順となります。ご利用ご希望の方は必ず事前にご相談ください。

【対 象 者】 以下の方が対象となります。

1. 秩父市在住、在勤、在学の方（個人、法人）
2. 秩父市内で対面接客を主とする店舗を営業している方

【交付金額】 一律 5 万円 **※一人一回のみ。また一世帯においても一回のみ。**

【交付条件】 ・対象となる購入先から、秩父銘仙製品を 10 万円（税抜き）購入する方
・購入した製品を、着用・使用した写真を市へ提供し、HP や SNS 等で公開することに承諾いただける方
・市税等を滞納していない方

【申請方法】 以下の書類をご用意の上、産業支援課へ申請してください。

1. 秩父銘仙利活用奨励金交付申請書兼請求書
2. 対象となる購入先から 10 万円（税抜き）以上の秩父銘仙製品を購入したことがわかる領収書
3. 着用・使用した写真データ（3 枚以上）
4. 秩父銘仙利活用奨励金における生産者証明書
5. 市税等を滞納していないことを証明する証明書（市外在住者のみ）
6. 奨励金振り込み先の通帳のコピー

【その他】 **・事前にご相談いただけない場合、対象外となりますのでご注意ください。**

・予算が上限に達し次第締め切らせていただきます。

※その他ご不明な点等あれば、産業支援課までご相談ください。

裏面に続きます。

※対象となる例(一例)

- (1) 秩父銘仙の着物や洋服として仕立てて、個人的に着る。
- (2) 対面接客を主とする店舗の内装として使用する。(この場合、購入先織元のチラシ等を店舗に配置すること)
- (3) 対面接客を主とする店舗での接客用スタッフ衣装として、着物や洋服を着る。

※対象とならない例(一例)

- (1) 個人宅のインテリアとして使用する。
- (2) 対面接客を主とする店舗にて、お客様へのプレゼントまたは販売用の製品を作る。
↑ 店舗や自己の所有において使用する場合に限ります。
- (3) 一度着用した着物や洋服を、他人に譲る。または販売する。
↑ 汚損等特別の事情がない限り、奨励金返還対象となりますのでご注意ください。

具体的な交付可否につきましては、事前相談により内容を伺い、判断させていただきますので、必ずご相談ください。

【お問合せ先】 秩父市役所 産業観光部 産業支援課
〒368-8686 秩父市熊木町8番15号(歴史文化伝承館3階)
電話番号 0494-25-5208(直通)